

## 「年表：京都美術協会発行の雑誌における 12 代西村總左衛門の活動」

### 本年表の表記について

- ・本年表は、研究代表者の小田桃子と、研究補佐の近藤眞音により令和 4 年 3 月 31 日に作成された。
- ・本年表では、明治 23 年に設立された「京都美術協会」が、明治 23 年から大正 8 年にかけて発行した雑誌、『京都美術雑誌』1, 2 号、『京都美術協会雑誌』1～155 号、『京都美術』1～48 号の、雑報における、12 代西村總左衛門（以下、西村總左衛門）および側近である齋藤宇兵衛の記事を抜粋し、掲載した。また、補足情報として、西村總左衛門と関係の深い、西村治兵衛、飯田新七、川島甚兵衛の行動も併せて抜粋した。
- ・西村總左衛門の情報を補足する目的で、西村總左衛門家の戸籍資料および「西村總染織研究所」の『友禅染技術保存二関スル陳情書』（昭和 18 年 西村總染織研究所、千總蔵）、友禅史会関係資料（大正～昭和時代、千總蔵）から、西村總左衛門および齋藤宇兵衛に関する記述、ならびに参考として宮内省からの御用に関する記述を抜粋した。同様に、西村總左衛門が所蔵する美術工芸品（所蔵品）の情報を補足する目的で、明治 36 年から明治 42 年に京都帝室博物館（現 京都国立博物館）から発行された、展覧会図録において確認できる、西村總左衛門の出品内容を抜粋した。
- ・内容の抜粋にあたり、京都美術協会発行の雑誌において、記事タイトルを「○」と「／」で括って原文のまま表記し、タイトル以下の本文は研究代表者により現代語訳されたものを記述した。また、京都帝室博物館発行の展覧会図録を典拠とした記載内容は、冒頭に「▽」を記し、研究代表者により現代語訳された内容を記述した。
- ・本年表は、主に 5 つの項目に分類され、それぞれの項目で典拠とした資料は以下の通りである。
  - 「12 代西村の出来事」：西村總左衛門家戸籍資料、「西村總染織研究所」の『友禅染技術保存二関スル陳情書』、友禅史会関係資料。
  - 「京都美術協会発行の雑誌における 12 代西村の活動」、「京都美術協会発行の雑誌に掲載された新作の 12 代西村製品（製）」「京都美術協会発行の雑誌における補足事項」：京都美術協会により発行された雑誌。
  - 「京都美術協会発行の雑誌および京都帝室博物館発行の展覧会図録に掲載された 12 代西村所蔵の所蔵品（作）」：京都美術協会により発行された雑誌、および京都帝室博物館発行の展覧会図録。
- ・「12 代西村總左衛門の出来事」の記述の末尾にある「（製）」「（作）」「（補）」は、同じ号の他の項目に、同タイトルで補足情報が、以下の通りに記述されていることを意味する。
  - （製）：京都美術協会発行の雑誌に掲載された新作の 12 代西村製品（製）
  - （作）：京都美術協会発行の雑誌および京都帝室博物館発行の展覧会図録に掲載された 12 代西村所蔵の所蔵品（作）
  - （補）：京都美術協会発行の雑誌における補足事項
- ・出品内容は全て「件」と数え、名称は原文のままに記載した。

- ・漢数字は全てアラビア数字で表記した。
- ・本文中の括弧および記号は以下の意味において使用した。
  - （）：研究代表者による追記
  - ：原文における（）表記
  - 「」：本文の引用
- アンダーライン：千總に現存する作品と推測できる作品
- ママ：現在の事実とは異なるが、雑誌に掲載されている原文のまま表記した事柄
- カ：研究代表者により推測された事柄
- ・内容の抜粋にあたり、西村「総左衛門」・「惣左衛門」・「總（総、惣）右衛門」のすべてを、西村總左衛門として解釈した。但し、原文で「總（総、惣）右衛門」と表記されたもののみに、「總左（右）衛門」等の註釈を追記した。

また、斎藤「宇兵衛」・「卯兵衛」のすべてを、斎藤宇兵衛として解釈した。
- ・年表では氏名の漢字表記は、原文通りに記述した。但し、西村總左衛門、斎藤宇兵衛、西村治兵衛、飯田新七、川島甚兵衛については、このとおりの漢字表記に変更・統一した。
- ・各項目における「12代西村」とは「12代西村總左衛門」のことを意味する。
- ・本文中の「本会」とは「京都美術協会」のみを意味する。
- ・補足のない限り、本文中に掲載される、幹事や評議員などの役員は全て京都美術協会に属する。
- ・「本誌」とは、当該記事が掲載された雑誌の号を意味する。

[付記] 本研究は、公益財団法人高梨学術奨励基金の令和3年度研究助成を受けて実施されました。本年表作成にあたり、多くの方からのご協力を賜りました。末筆ながら、ここに記して心より感謝申し上げます。